

京都府特定環境保全公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年1月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (排水設備の計画の確認) <p>第2条 条例第7条第1項本文の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した書類に図面</u>その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> | (排水設備の計画の確認) <p>第2条 条例第7条第1項本文の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、<u>京都市公営企業管理者上下水道局長</u>（以下「管理者」という。）が別に定める排水設備工事確認申請書に、<u>工事図面</u>その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> |
| (1) <u>申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）</u> | (削除) |
| (2) <u>排水設備工事を行う場所</u> | (削除) |
| (3) <u>排水設備工事の種別</u> | (削除) |
| (4) <u>排水管の内径、ますの位置その他の工事概要並びに水洗便所にあっては便器の種類及び数量</u> | (削除) |
| (5) <u>建築物の概要</u> | (削除) |
| (6) <u>条例第7条第2項の規定により指定下水道工事業者が排水設備工事の設計又は施行を行う場合にあっては、その指定下水道工事業者の氏名及び住所</u> | (削除) |

| | |
|---|---|
| <p><u>並びに京都市指定下水道工事業者規程</u> <u>第1条の2第3号に規定する責任技術</u> <u>者</u></p> <p><u>(7) 排水設備工事の着工日及びしゅん</u> <u>工期限</u></p> <p><u>(8) 前各号のほか、管理者が必要と認</u> <u>める事項</u></p> <p>(軽易な修繕工事)</p> <p>第4条 条例第7条第1項<u>ただし書及び同</u> <u>条第3項前段に規定する管理者が定める</u> <u>軽易な修繕工事は、次に掲げるものとす</u> <u>る。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> | <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(軽易な修繕工事)</p> <p>第4条 条例第7条第1項に規定する管理 者が定める軽易な修繕工事は、次に掲げ るものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)